

資料

私人の国際法主体性

田畑茂二郎「個人の国際法主体性に関する論争について(二・完)」法学論叢 36巻2号(1937)
(旧漢字・送りがな等は一部改めている。)

思うに法主体概念が法の妥当をうくるもの、法規の受範者を意味していることそのことは否定されえない。それは法律学上の一般概念だからである。問題は、この様な法の妥当するという関係が、何らかの仕方で、その法秩序の基底をなす社会構造との連関を持つものではないかどうか、具体的に言うならば、国家のみが国際法の定立に参加し、国際法社会の構成員であるに反し、個人はそうでないという国際法社会の構造そのものとの連関において構成員たらざる個人に対しては国際法は直接には妥当することがないかどうか、少なくとも、国家とは区別される様態において、個人に妥当すると言えないかどうかを考えるにある。...

...

国際法規範が直接に妥当するとはいかなる事態の下において言われうるのであろうか。...

...

国際法がいかにして妥当するかの問題は、国際法がいかにして法として実在的であるかの問題であり、それは当然に存在論的問題提出でなければならない。そして、この際観念的規範意味としての法は何らかの事実的契機により媒介されることによってのみ初めて具体的現実に妥当して存在するという関係そのものは否定されえないのではないか。.....まさに実定法は事実的なるものと観念的なるものとの統一体(synopsis)であり、法の妥当はG. Gurvitchのいわゆる「規範事実 fait normatif」の基礎においてのみ実在的と言いうるのではないであろうか。.....

Gurivtch においては、法の妥当性の根拠の問題は、法規の拘束力を支持し・その存在自体によって価値を具現し・この法規の現実の実効の保障をなす一定の権威の問題であるとされ、それは理想と現実・価値と事実の統一(interpénétration)たるものとして規範事実として示されるのである。.....

ならば、.....個人に対し現実に国際法が直接妥当しているか否かの考察をなすためには、まず現実に国際法の個人への妥当を実在的たらしむるだけの規範事実が確立されているか否かを見ることより始められねばならないはずである。.....

当事者能力を予定せず、訴訟上何ら実効的となされうる保障を欠く権利を、十分な意味で実定法上の権利と呼ぶことが可能であるであろうか。その場合においても、規範意味としての法の妥当の観念的な存在を語ることは可能でもあろう。だが、そうした法の観念的な妥当は何らかの仕方で事実に実効的たりうることの保障を持つことによってのみ、すなわち、そうした事実の底礎をうくることによってのみ初めて、実定法の妥当として、実在的にも法

の妥当として語りうるのではないであろうか。……

単に国際条約が直接に個人の権利義務を規定することそのことが同時に国際法の個人への妥当を意味するのであるならば、この場合個人の国際法主体性は否定されえないと言わねばならないであろう。だが、この場合、個人はそのものとして国際法上その実効の保障を求め立場にはなく、個人は直接にはただ国内法的手続によるの他はないのである。だから、この場合、国際法が直接に個人の地位を規定しているということにより、国際法の個人への観念的な妥当はこれを語るができるとしても、それを実在的に底礎する規範事実は国際法社会の中には欠けており、したがって、この場合国際法の個人への妥当が実在的でもあるとは言われえないのではないか。

OECD 多国籍企業ガイドライン <http://www.oecd.org/>

主な内容

- ・ 情報開示
- ・ 雇用および労使関係
 - ・ 児童労働・強制労働廃止
 - ・ 結社の自由・団体交渉の権利
 - ・ 差別禁止
- ・ 環境保護
 - ・ 環境管理制度の導入
- ・ 贈収賄防止
 - ・ 社内規則の制定・社員教育
- ・ 消費者保護
 - ・ 安全保護・苦情処理

監視制度

- ・ National Contact Point
OECD に年次報告書提出
- ・ 国際投資・多国籍企業委員会